

該当する人は、申請をお忘れなく

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書をお送りしますので、対象となる人は申請書に必要事項を記載し、必要な書類を添えて返信用封筒で郵送するか、福祉介護課へ提出してください。

②申請期限 平成26年9月2日（火）まで
※申請書は5月30日に児童手当・特例給付現況届に同封して発送しましたので、万が一届かない場合は、下の問い合わせ先に連絡してください。

■臨時福祉給付金

①給付対象者

平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人（ただし、申請者を扶養している人が課税される場合や生活保護者となっている場合などは対象外）

②申請期間

平成26年7月1日（火）から10月1日（水）まで
※申請書は6月20日発送の広報配布物を郵送する封筒に同封しました。

■子育て世帯臨時特例給付金

①支給対象者

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当または児童手当特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

■ご注意

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの対象要件にも該当する人が受けられるのは、臨時福祉給付金だけになります。

平成26年1月2日以降に広野町へ転入してきた方は、基準日の1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問合せください。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるとATM（銀行やコンビニエンス・ストアなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

広野火力発電所の構内を通行します

災害廃棄物等仮置場の可燃性廃棄物を移動します

東町地内の災害廃棄物等仮置場にある可燃性廃棄物を搬出し、岩沢地内の仮設減容化処理施設敷地内の仮置場に搬入します。運搬経路は、一般車両の通行に支障がないよう、東京電力広野火力発電所の正門と南門を出入口に、構内を通行して運搬します。

■運搬期間 平成26年12月26日まで

■運搬業者 株式会社南双クリーン産業

問 環境省福島環境再生事務所浜通り南支所 ☎0240-25-8993

預かり場所は役場の公用車駐車場

盆送り供物などを回収します

町内の河川と海岸の環境を守り、町をきれいにするために、今年も盆送りの供物などをお預かりします。預かり場所には焼香のできる供物台を用意します。

■期 日

8月16日（土）午前6時～午前9時

■場 所 広野町役場 公用車駐車場

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114



8月12日から17日までは搬入できません

震災ごみの受入れ

町では、震災ごみ（震災で壊れた建物のがれきや家具の廃材など）を仮置場で受け入れていますが、仮置場に生活ごみ（枝切りで出た葉を含む。）は搬入できません。生活ごみは指定のごみ袋に入れてごみステーションへ出してください。

また、8月12日（火）から17日（日）までは「お盆休み」のため震災ごみの受け入れができません。ご協力をお願いします。

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

相談は無料です

特設人権相談所の開設について

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権の考えを広める活動や人権相談などに応じています。相談は無料で、毎月第1火曜日に実施しています。秘密は堅く守られますので、困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

■日 時 8月5日（火）午前10時～午後3時

■場 所 広野町役場 301会議室

■相談員 いわき人権擁護委員協議会 双葉地区部会の委員

問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113